

政治倫理の確立のための香川県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 9月28日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第82号

政治倫理の確立のための香川県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための香川県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年香川県規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
<p>(資産等報告書等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例第2条第1項第5号の有価証券の種類は、国債証券、地方債証券、社債券、株券（資本金の額が1億円以上の株式会社の株券、<u>金融商品取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている株券に限る。</u>）、<u>金銭信託及びその他とする。</u></p> <p>3 条例第2条第1項第6号の自動車の種類は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他とする。</p> <p>4 条例第2条第1項第6号の船舶の種類は、汽船、帆船及びその他とする。</p> <p>5 条例第2条第1項第6号の航空機の種類は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他とする。</p> <p>6 条例第2条第1項第6号の美術工芸品の種類は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他とする。</p> <p>第1号様式（第3条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">資 産 等 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 ⑩</p> <p>1～4 略</p>	<p>(資産等報告書等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例第2条第1項第6号の有価証券の種類は、国債証券、地方債証券、社債券、株券（資本金の額が1億円以上の株式会社の株券、<u>証券取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として証券業協会に登録されている株券に限る。</u>）及びその他とする。</p> <p>3 条例第2条第1項第7号の自動車の種類は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他とする。</p> <p>4 条例第2条第1項第7号の船舶の種類は、汽船、帆船及びその他とする。</p> <p>5 条例第2条第1項第7号の航空機の種類は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他とする。</p> <p>6 条例第2条第1項第7号の美術工芸品の種類は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他とする。</p> <p>第1号様式（第3条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">資 産 等 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 ⑩</p> <p>1～4 略</p> <p>5 <u>金銭信託</u></p> <table border="1" data-bbox="1167 1305 2056 1412"><tr><td style="text-align: right;">元本の総額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr></table>	元本の総額	円
元本の総額	円		

5 有価証券

(1) 株券以外の有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
	円

注 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額（金銭信託については、元本の総額）を記入する。

(2) 略

6～9 略

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

資 産 等 補 充 報 告 書

香川県知事 ㊟

1～4 略

5 有価証券

(1) 株券以外の有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
	円

6 有価証券

(1) 株券以外の有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
	円

注 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額を記入する。

(2) 略

7～10 略

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

資 産 等 補 充 報 告 書

香川県知事 ㊟

1～4 略

5 金銭信託

<u>元本の総額</u>	円
--------------	---

6 有価証券

(1) 株券以外の有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
	円

注 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額（金銭信託については、元本の総額）を記入する。

(2) 略

6～9 略

注 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額を記入する。

(2) 略

7～10 略

附 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。